



令和4年度 第2回 子ども・子育て支援会議

高松市子ども・子育て条例の一部改正について

令和5年2月
書面会議

高松市健康福祉局
子育て支援課



1 条例改正の背景

① ヤングケアラーの社会問題化

ヤングケアラーの存在が指摘され、心身の発達や学業、進路等への深刻な影響が懸念されており、新たな課題として、ヤングケアラーへの支援の必要性が高まっている。

② こども基本法の成立

子どもの権利の保障を明記した「こども基本法」が、令和4年6月に成立し、令和5年4月から施行

「こども」の定義

こども基本法においては、「こども」は、特定の年齢で途切れることのない支援を行うべきものとして、年齢をもって対象を区切ることなく、「心身の発達の過程にある者」と定義された。

(定義)

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

高松市子ども・子育て条例

(定義)

第2条第1項第1号

子ども 18歳未満の者その他これに準じてその成長への支援が必要であると認められる者をいう。

2 他都市の状況

② ケアラー支援に関する条例制定の自治体 (R4.10.14時点：制定順)

1 3自治体

道・県レベル 4自治体
市・町レベル 9自治体

11自治体におけるヤングケアラーの定義
「ケアラーのうち、18歳未満のもの」

自治体名	条例名	備考
埼玉県	埼玉県ケアラー条例	
北海道栗山町	栗山町ケアラー支援条例	ヤングケアラー定義なし
三重県名張市	名張市ケアラー支援の推進に関する条例	
岡山県総社市	総社市ケアラー支援の推進に関する条例	
茨城県	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例	
北海道浦河町	浦河町ケアラー基本条例	ヤングケアラー定義なし
岡山県備前市	備前市ケアラー支援の推進に関する条例	
栃木県那須町	那須町ケアラー支援条例	
北海道	北海道ケアラー支援条例	
埼玉県入間市	入間市ヤングケアラー支援条例	ヤングケアラーに特化
さいたま市	埼玉市ケアラー支援条例	
福島県白河市	白河市ケアラー支援の推進に関する条例	
長崎県	長崎県ケアラー支援の推進に関する条例	

③ 近隣自治体の条例制定・改正の状況

自治体名	ヤングケアラーに関する条例制定・改正の予定
松山市	なし
高知市	
徳島市	
倉敷市	

④ 子どもに関する条例にヤングケアラーを位置付けた自治体

自治体名	条例改正の内容
山梨県	<p>(定義) ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っている子どもをいう。</p> <p>第4章 (ヤングケアラーへの支援の推進) 発見した時の状況確認、必要な支援の提供、保護者等の協力を規定</p>
明石市	<p>(家事、家族の世話、介護等を行う子どもへの支援) 市は、家事、家族の世話、介護等に対価なく行う子どもが過度な負担を強いられることのないよう、これらの子どもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。</p>

本市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせるまちの実現に寄与することを目的として、子どもを社会全体で健やかに育むための取組について、その基本理念、保護者等の役割及び市の責務、施策に関する基本的事項等を定めたもの。

前文	
第1章 総則（第1条－第3条）	目的、定義、基本理念
第2章 子どもが有する権利と責任（第4条）	
第3章 大人の役割・責務（第5条－第9条）	保護者の役割、地域住民の役割、学校等関係者の役割、事業者の役割、市の責務
第4章 推進計画（第10条）	
第5章 基本的施策（第11条－第17条）	子どもの成長への支援、子育て家庭への支援、子どもを虐待等から守るための対策、子どもの貧困対策、相談支援体制の充実、協働等による施策の推進、広報及び啓発
第6章 雑則（第18条）	委任
附則	

4 条例改正の検討

高松市子ども・子育て条例

- ① 全ての子どもの支援等に関し、共通する基本理念、自治体等の責務や役割を示し、施策の基本方向等を定める条例であるため、ヤングケアラーも含まれていると解釈する。
- ② 平成30年3月条例改正
「高松市子どもの貧困対策推進計画」の策定に伴い、子どもの貧困対策に総合的に取り組む姿勢を明確にするため「子どもの貧困対策」について、この条例に条文を追加した。

**ヤングケアラーに関する個別の理念条例は別途制定せず、
「高松市子ども・子育て条例」の中で位置付けることとする。**

5 条例改正の内容（案）

ヤングケアラー支援を位置付け

改正理由

- ① 新たな課題として、本来大人が担うと想定されているような、家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）への支援について、その必要性が社会的に認識されるようになった。
- ② 本市としても、今後の**目指す方向性を定め、継続的に支援を推進する姿勢を明確**にする。



条文追加

（定義）

第2条（2） ヤングケアラー
本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っている子どもをいう。

（ヤングケアラーへの支援）

第15条
市は、ヤングケアラーがその責任や負担の重さにより、学業、友人関係等に影響が出ることのないよう、適切な支援に取り組むものとする。

- | | | |
|-----------|------|------------------|
| 第5章 基本的施策 | 第11条 | 子どもの成長への支援 |
| | 第12条 | 子育て家庭への支援 |
| | 第13条 | 子どもを虐待等から守るための対策 |
| | 第14条 | 子どもの貧困対策 |
| | 第15条 | 相談支援体制の充実 |

ヤングケアラーへの
支援の位置付け

施行日 令和5年4月1日

6 スケジュール

	令和4年度				令和5年度	
月	12	1	2	3	4	5
子ども・子育て 支援会議			● 支援会議 (書面)			
議会				3 月議会提案	改正条例 施行	

参考 ヤングケアラー支援の取組

● ヤングケアラーの実態把握

R3 11月	香川県 教育委員会	「香川県学習状況調査」の児童生徒質問紙調査の追加項目 (県内の小学5年生と中学2年生を対象) 「家で世話をしている家族がいて、勉強や遊びに 時間がとれないなど、困っていることがあるか。」	「よくある」「ある」と回答 ・小学生 811名 ・中学生 435名 ↓	【教育委員会との連携】 教職員に、ヤングケ アラーと気づいた、 もしくは相談があっ た際の相談・支援窓 口を明確に周知し、 支援が必要と思われ る児童生徒について、 情報提供や支援内容 の検討など連携する。
R4 12月		「小・中学校におけるヤングケアラーの実態等に関するア ンケート調査」報告書公表 令和3年度に、「よくある」「ある」と回答した 児童生徒を対象に、改めて教職員が対面で質問し、 結果を公表	「困っていることがある」と回答 ・小学生 744名 ・中学生 365名 ↓ 各学校の総合的な判断により、「見守り」「相 談」「支援」の3つのレベルに分類 ↓ 「支援」の、関係機関と連携した対応など校内 外の支援を必要とするレベルと判断 ・小学生 48名 ・中学生 30名	
R4年度		前年度同様に実施	2月末に集計(予定)	

● ヤングケアラー支援の取組

R4 12月	市ホームページに特設ページ開設
R5 2月	<ul style="list-style-type: none"> ●啓発用リーフレット作成、配布(市内の小・中・高校生) ●市立小・中・高校 教頭研修会 ●地域共生PTコアメンバー会議を活用し、検討会の開催
R5 4月～ (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ●「高松市子ども・子育て条例」にヤングケアラーへの支援について位置付け ●ヤングケアラーコーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、支援へつなぐ ・相談窓口の明確化(こども女性相談課) ・周知啓発、研修会開催 ●家事支援サービスの開始

